

さわやか・TKC中小企業会計活用ローン

平成29年9月11日現在

1. 商品名（愛称）	・ さわやか・TKC中小企業会計活用ローン
2. ご利用いただける方	・ (1)～(6)の要件を全て満たす法人 (1)当金庫の営業地区内に事業所を有する事業者の方 (2)TKC会員と顧問契約を1年以上結んでいる事業者の方 (3)業歴2年以上の事業者の方 (4)直近期において経常利益を計上している事業者の方 (5)実質債務超過ではない事業者の方 (6)次のいずれかの書類を提出できる事業者の方 ①中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト ②中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト ③「会計参与」を設置した旨の登記を示す書類 ④税理士法第33条の2第1項に規定する添付書類 ⑤株式会社TKCが発行する「記帳適時性証明書」 ※上記①および②については、全項目が適合している必要があります。
3. お使いみち	(1)運転資金 (2)設備資金
4. ご利用金額	・ 3, 000万円以内
5. ご利用期間	(1)運転資金 5年以内 (2)設備資金 7年以内（該当設備の耐用年数期間内であれば20年まで可）
6. お取扱期間	・ 平成29年9月11日～制度終了迄のお取り扱いとなります。
8. ご融資利率	(1)手形貸付 当金庫所定の金利より最大0.5%優遇します。 (2)証書貸付 財務内容に応じ、当金庫所定の金利より最大0.9%または0.5%優遇します。 ※TKCモニタリング情報サービスを導入している事業者の方は(1)(2)の優遇から更に0.3%優遇します。
9. ご返済方法	(1)手形貸付 一括返済 (2)証書貸付 毎月の元金均等返済 または 元利均等返済
10. 担保・保証	・ 担保 必要に応じて担保を頂く場合がございます。 ・ 保証 代表者の方の保証を頂く場合がございます。 他必要に応じて保証を頂く場合がございます。
12. その他	(1)ご利用に際しましては、お申し込み後に当金庫所定の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)詳しくは窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-5789-6153）にお申し出ください。 紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございします。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。